

(3) 委員会別の成立した法律・条約等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○内閣委員会

內閣提出法律案（三件）

番号	件	名	提出	月日	提出
49	22	4			
臨時行政改革推進審議会設置法案	恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案	農林水産省設置法の一部を改正する法律案			
三、五	二、八	五、一、二六	受	五、四、二五	本院に受領
受 五、一 領〇	受 四、三六 領	受 五、四、二五 領	送付 又は(衆) 月日	月日	提出
五、二	(予) 二、八	五、一、二六 (予)	付委員 託会	付委員 託会	参議院
可 五、一九 決	可 五、一〇 決	可 五、四、二六 決	議委員 決会	議委員 決会	参議院
可 五、一〇 決	可 五、二 決	可 五、四、二七 決	議本 會議	議本 會議	参議院
四、一九	三、八	五、一、二六	付委員 託会	付委員 託会	衆議院
可 四、一六 決	可 四、二六 決	可 五、四、一五 決	議委員 決会	議委員 決会	衆議院
可 五、一〇 決	可 四、二六 決	可 五、四、一九 決	議本 會議	議本 會議	衆議院
旨 説明 聽取 本 會 議 で 一 五 一 一					備考

衆議院議員提出法律案（二件）

農林水産省設置法の一部を改正する法律案（閣法第四号）（衆議院送付）

五八、一、二八 内閣提出

四、一九 衆可決

四、二七 参可決

要旨

本案は、農業に関する技術上の基礎的調査研究の一層の推進を図るため、農林水産省の本省の附属機関として農業生物資源研究所及び農業環境技術研究所を設置し、これに伴い農業技術研究所及び植物ウイルス研究所を廃止しようとします。

委員会におきましては、新設される研究機関の行う研究内容及びその成果、臨調答申と新研究機関設置との関連、バイオテクノロジーの研究方向、植物ウイルス研究所の廃止と研究者の配置転換、米の需給等当面する農林水産政策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民會議、民社党・国民連合及び無党派クラブの共同提案に係る新研究所発足を契機に留意すべき事項等二項目にわたる附帯決議が全会一致をもつて行われました。

委員長報告

ただいま議題となりました農林水産省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、わが国農業をめぐる諸情勢の変化と昨今のバイオテクノロジーを初めとする革新的技術開発手法の進

以上御報告申し上げます。

恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（閣

法第二二号）（衆議院送付）

の調整を行うこと。

委員長報告

ただいま議題となりました恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨

本案は、長期在職の七十歳以上の旧軍人等に係る仮定俸給を引き上げるとともに、傷病者遺族特別年金の年額に加算を行おうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、長期在職の旧軍人等に係る仮定俸給の改善

長期在職の旧軍人に係る普通恩給又は扶助料で七十歳以上の者又は七十歳未満の妻子に給するものの年額計算の基礎となる仮定俸給の格付を、昭和五十八年十二月から一号俸引き上げて恩給年額を増額するとともに、傷病者遺族特別年金に昭和五十八年十月から年額四万八千円の遺族加算を行い、これに伴う所要の調整を行おうとするものであります。

委員会におきましては、恩給年額を引き上げなかつた理由、恩給の増額と人事院勧告及び恩給法第二条ノ二の規定との関連、長期在職の旧軍人等に係る仮定俸給の今後の引き上げ方針、戦地勤務に服した旧日赤看護婦等の慰労給付金の引き上げ等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

傷病者遺族特別年金に、昭和五十八年十月から遺族加算として年額四万八千円の加算を行い、これに伴う所要

委員より、昭和五十七年度の人事院の給与勧告に基づき昭和五十八年四月から恩給年額を増額すること等を内容とする修正案が提出されました。

本修正案は予算を伴うものでありますので政府の意見を聴取いたしましたところ、丹羽総理府総務長官から、政府としては反対である旨の発言がありました。

討論なく、採決に入り、安武委員提出の修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、各派共同提案に係る恩給の改定実施時期の一体化等七項目にわたる附帯決議が全会一致をもって行われました。

以上御報告申し上げます。

臨時行政改革推進審議会設置法案（閣法第四九号）（衆議院送付）

- 五八、三、二五 内閣提出
- 四、一九 衆本会議趣旨説明
- 五、一〇 衆可決

要旨

本案は、臨時行政調査会の第四次答申を最大限に尊重する旨の基本的対処方針を踏まえて、総理府に臨時行政改革推進審議会を設置しようとするものであつて、主な内容は次のとおりである。

一、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現を推進するため、総理府に、附属機関として、臨時行政改革推進審議会を設置すること。

二、審議会は、臨時行政調査会の行つた行政改革に関する答申を受けて講ぜられる行政制度及び行政運営の改善に関する施策に係る重要事項について調査審議し、その結果に基づいて内閣総理大臣に意見を述べるほか、内閣総理大臣の諮詢に応じて答申すること。

三、審議会は、行政の改善問題に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する非常勤の委員七人をもつて構成し、事務局を置くこと。

四、審議会は、行政機関の長等に対して資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができるほか、特に必要があると認めるときは、自らその運営状況を調査することができる。

五、審議会は、本法律施行日から起算して三年を経過した日に廃止すること。

委員長報告

ただいま議題となりました臨時行政改革推進審議会設置法案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、臨時行政調査会の第四次答申を踏まえて、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現を推進するため、総理府に、附属機関として臨時行政改革推進審議会を設置しようとするものであります。審議会は、臨時行政調査会の行った行政改革に関する答申を受けて講ぜられる行政制度及び行政運営の改善に関する施策に係る重要事項について調査審議し、その結果に基づいて内閣総理大臣に意見を述べるほか、内閣総理大臣の諮問に応じて答申することを任務としております。審議会の構成

は、行政の改善問題に関するすぐれた識見を有する者たちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する非常勤の委員七人で組織し、審議会の調査事務を処理するため、事務局を置くこととしております。

なお、審議会は政令で定める施行期日から三年を経過した日に廃止することとしております。

委員会におきましては、審議会設置の必要性、審議会の

任務、性格、本審議会と臨調第四次答申との関連及び既存の各種審議会等との調整問題等のほか、行革大綱の今後の策定見通し並びに電電、専売各公社の改革問題を初め総合管理庁の設置、国土庁など三庁統合問題等広範多岐にわたりて質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して野田委員、日本共産党を代表して安武委員より、それぞれ反対の旨の発言がありました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。